

令和4年度

矢板市農地等の利用の最適化の推進に関する  
意見書

矢板市農業委員会

## 令和4年度矢板市農地等の利用の最適化の推進に関する意見書

日頃より、農業委員会活動に対し、多大なるご理解をいただき感謝申し上げます。

矢さて、新型コロナウイルス感染症は、世界中に猛威を振るい、我が国においても感染者の急増により、医療提供体制が崩壊寸前の非常事態が続いております。

また、栃木県においては、4月に豚熱が発生し、国内最多となる3万9千頭あまりの飼育豚が殺処分となりました。このように、食料供給に影響を及ぼすリスクは、年々多様化してきています。

本市農業におきましても、農業従事者の高齢化や減少、後継者をはじめ担い手不足、中山間地域における遊休農地の増加や有害鳥獣の被害の拡大により、食料の安定供給に深刻な影響が懸念されます。

このような現状を改善すべく、当委員会では委員及び農地利用最適化推進委員が共に協力し、農業委員会の主たる使命である「農地等の利用の最適化」をより良く果たすため、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」に取り組んでまいりました。

さらに本年度は、農業委員による農地専門委員会及び農業振興専門委員会を開催し、地域が抱える課題や当委員会を実施してきた活動成果などを精査し、地域農業の活性化のために、より具体的・包括的な協議をしています。

本意見書は、農業委員会の取り組みを通して得た知見から、市長及び市の関係部署に対し、効率的かつ効果的な支援体制と指導援助をお願いするものであります。

つきましては、令和4年度の予算編成にあたり、本市の農地等の利用の最適化の推進に関する施策等に特別なご配慮を賜りたく、農業委員会に関する法律第38条の規定に基づきこの意見書を提出いたします。

令和3年9月24日

矢板市長 齋藤 淳一郎 様

矢板市農業委員会 会長 渡邊 浩正

## 1. 担い手や新規就農者・新規参入者への総合的な支援について

担い手となっている農業者においても高齢化や後継者不足という現実には直面しており、新規就農・新規参入が不可欠であります。農地の集積・集約化をさらに進めるには、規模の拡大及び将来にわたる体制整備と安定した経営基盤を確保するため、次のとおり意見します。

- (1) 新規就農・新規参入するにあたり、地域の農業者として自立するためには、技術の習得や初期費用の負担軽減などが課題となっています。就農希望者と後継者のいない離農希望者のマッチングを行い、農業のノウハウや農業用機械・設備等をそのまま引き継げるような「農家バンク」の設立及び、インターネット等を活用して情報を広く配信できるシステムの構築をお願いします。
- (2) 営農規模の拡大等に必要な農業用機械の購入や設備の設置に対する補助や、人材育成と雇用に対する補助、法人化に対する補助など、個人支援と同様に法人や営農集団に対しても資金面等の支援をお願いします。
- (3) 補助対象となっている園芸野菜の種類の特種と、パイプハウスに付帯する設備への支援をお願いします。
- (4) 新規就農者が、農業委員や認定農業者のもとで矢板気候風土にあった栽培方法を、一定期間研修できるような新しい研修制度の策定をお願いします。
- (5) 農業大学や地元の高校に農業のPRを行う制度や、学生に対しての就農窓口・研修受け入れなどの体制づくりをお願いします。

## 2. 遊休農地対策について

農業者の高齢化や不在地主の増加に伴い、矢板市においても遊休農地が徐々に増える傾向にあります。遊休農地をこれ以上増やさないようにするため、次のとおり意見します。

- (1) 未整備田などの担い手への集積が困難な地域については、耕作者の高齢化や後継者不在など、遊休農地につながる場合が多くなります。農地パトロールに協力いただくなど、その発生防止に向けてご協力をお願いします。
- (2) 実質化された人・農地プランについて、地域の特性を活かした農地利用の情報収集や、維持管理方法についてなど、遊休農地の発生防止・解消に向けての話し合いを継続くださいますようお願いいたします。

### 3. 農業用インフラの整備について

矢板市の多くの地域では、経年劣化等により用水路などの農業用施設の老朽化が激しく、維持費用の増加が経営の妨げとなっています。特に堰の老朽化は深刻で、水害や洪水で甚大な被害が発生するおそれもあります。既存施設の修繕や改良工事などが必要ですが、農地の集積・集約が進むにつれ土地持ちの非農家が増加し、工事や負担金への理解が得られず、整備が進まない状況が見受けられます。このことから、既存設備の維持・管理について次のとおり意見します。

- (1) 行政が中心となって、矢板市で1つの団体で水利・土地整備が可能な土地改良の組織を設立し、各補助金の確保をお願いします。
- (2) 2019年の台風19号の影響により、河川に多量の砂利が蓄積されてしまいました。今後水害により、重大な被害を及ぼすおそれがありますので、河川の浚渫の早急な実施をお願いします。
- (3) 地元の農道は、地域住民の生活道路にもなっています。上記災害時に避難経路として使用できるよう、幅員の確保及び本舗装への整備をお願いします。

#### 4. 食育及び園芸作物等の販路拡大の促進について

市内小・中学校の食育の一環として、矢板市産の安心・安全な食材を学校給食の食材として利用することで、食事の重要性や心身の健康について考えまた食べ物を大事にする感謝の心を学んでもらうこと、及び園芸作物等の栽培促進並びに販路拡大のために次のとおり意見します。

- (1) 給食食材の数量を確実に確保するため、複数農家との契約栽培をお願いします。
- (2) ふるさと便の利用拡大（ふるさと納税の返礼品などに活用するなど）をお願いします。
- (3) 販路拡大のため、関係機関との連携強化をお願いします。

#### 5. 有害獣対策について

有害獣による被害は、泉地区の中山間地域において特に深刻で、支障をきたしています。地域と行政が連携して被害対策に取り組み、安心して農業経営を行うことができるように、次のとおり意見します。

- (1) 有害獣侵入防止電気柵の支援強化と、ワイヤーメッシュ柵の導入への補助及び人的支援をお願いします。
- (2) 個々の農家だけで被害を食い止めることが困難であるため、刈払い、捕獲用の罠やオリ、防護柵設置などについては地域ぐるみの多面的な助成金等の支援をお願いします。

#### 6. 魅力ある特産物の開発等について

矢板の風土に適した特産物の開発、開発商品のPR活動など、認知度の向上のために、次のとおり意見します。

- (1) 新たな農産物のブランド認証に取り組むとともに、テレビやインターネットなどの様々なメディアの活用をお願いします。
- (2) 生産者や関係機関が連携し、やいたブランドを含む農産物を様々な機会に出店やイベントで紹介していただくようお願いします。